

実させ、中小企業とふれあう実践的なキャリア教育を一層強力に推進すること。

④ 中小企業の人材育成・人材確保への支援

- (1) 「日本版デュアルシステム」や「実践型人材養成システム」の全国的な普及事業を強力に展開するとともに、産業・雇用・教育に係る政策連携の推進や、企業と教育機関等の連携強化への支援等を強力に行い、全国への定着を図ること。

また、中小企業の受入れを促進するため、受入企業に対する助成金等の負担軽減策の充実や、制度の導入に向けて共同の取組を行う事業協同組合等に対する支援を強力に行うこと。

- (2) 「ジョブカード制度」を推進し、我が国への普及・定着を図ること。その推進に当たっては、中小企業が受け入れやすく、活用できる柔軟な制度とすること。
- (3) 中小企業の従業員や後継者の能力開発を体系的に支援するとともに、中小企業の技術・技能継承のための取組を強力に支援すること。
- (4) 若年失業者やフリーター、ニートの総合的な就業対策を一層推進するとともに、中小企業における若年者の採用・確保への支援を強化すること。

⑤ 障害者雇用の促進

障害者の雇用について、中小企業が受け入れやすい環境整備を早急に行うこと。また、雇用率未達成の中小企業への障害者雇用納付金制度の適用については、障害者雇用の阻害要因となりかねないので、慎重に検討すること。さらに、事業協同組合等の活用により、中小企業が共同で障害者を雇用する仕組みについて検討すること。

⑥ 労働基準法制の見直し

- (1) 時間外労働の割増賃金の一律引上げは行わないこと。
- (2) 自律的な働き方をすることがふさわしい仕事に就く労働者について、労働時間規制の適用除外制度(日本版ホワイトカラー・エグゼンプション)を導入すること。その際は、中小企業においても活用できる現実的な制度とすること。
- (3) 「企画業務型裁量労働制」についても、業務運用の弾力化や手続の簡素化、対象業務の拡大等を行い、中小企業においても有効に機能する制度に改善すること。
- (4) 中小企業も活用できる解雇の金銭解決制度を導入すること。

⑦ ワーク・ライフ・バランスの推進と次世代育成支援対策の強化

中小企業におけるワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)や、次世代育成支援を促進するため、

企業の子育て支援や働き方の見直しへの取組みを支援する各種助成金の整備・拡充や税制、金融面での優遇制度の創設のほか、「次世代育成支援対策推進センター」の支援機能の強化、さらに、事業協同組合等の活用による共同の取組みに対する支援制度の創設など、総合的な支援施策を講じること。

⑧ 雇用保険二事業の見直し

雇用保険二事業については、引き続き、徹底した目標管理による不断の見直しを行い、さらなる事業の合理化、歳出削減を進めること。また、助成金制度については、中小企業への制度の浸透を図るとともに、要件の設定・緩和、申請窓口の一本化、申請書類等の簡素化などの見直しを早急に行い、中小企業が活用可能な制度とすること。

⑨ 特定退職金共済の法的整備

適格退職年金の移換先として特定退職金共済を認め、早急に法的整備を図ること。

⑩ パートタイム労働者の非課税限度額等の大幅引上げ

パートタイム労働者の所得税・住民税の非課税限度額を大幅に引き上げること。また同時に、社会保険の適用年収基準も引き上げること。

II. 公正な競争環境の整備

1. 不当廉売等への厳正な対処と実効性の確保

- ① 不当廉売、優越的地位の濫用等の不公正な取引方法や不当表示、過大な景品提供等の独占禁止法及び景品表示法等の違反行為に対して、厳正かつ迅速な対処を行うこと。
- ② 不公正な取引方法を課徴金の対象とするとともに、差し止め請求について事業者団体訴訟制度を導入するなど、禁止規定の実効性を確保するための措置を講じること。

2. 下請取引の適正化の推進

- ① 下請代金支払遅延等防止法や建設業法等の法令に沿って、下請取引の実態を調査・監視し、法令違反行為に対しては迅速・厳正・的確に対処するなど、親(元請)事業者の優越的地位の濫用等、不公正取引に対する取締りを強化すること。
- ② 原油・原材料価格高騰下に下請事業者が適正な収益を確保できるよう、取引価格の適正化等の万全な対策を講じるとともに、変容する下請取引環境に下請事業者が対応できるよう、実効ある経営基盤強化策を講じること。
- ③ 「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」の対象業種を拡大し、「建設業法令遵守ガイドライン」とともに周知徹底を図ること。